

平成 2 9 年 第 1 回 定 例 会

枚方京田辺環境施設組合議会会議録

平成 2 9 年 2 月 2 0 日 (月) 開 会 ・ 閉 会

枚方京田辺環境施設組合議会

平成29年第1回定例会 枚方京田辺環境施設組合議会会議録目次

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
職務のため出席した者	1
議事日程	1
議員の出欠報告	3
開会宣告	3
開議宣告	3
管理者挨拶	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議案第1号 枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業者選定委員会設置条例の制定について	4
議案第2号 平成28年度枚方京田辺環境施設組合一般会計補正予算（第1号）	8
議案第3号 平成29年度枚方京田辺環境施設組合一般会計予算	9
一般質問	15
青木綱次郎議員の一般質問	15
1 事業手法について	15
閉会宣告	19
○付議事件一覧表	21
○議案集	23

平成29年第1回定例会 枚方京田辺環境施設組合議会会議録

日 時：平成29年2月20日（月） 午後2時

場 所：枚方市東部清掃工場3階 見学者説明室

○出席議員 11名

2番	広瀬ひとみ	3番	岩本優祐
4番	大橋智洋	5番	漆原周義
6番	大地正広	7番	西田政充
8番	青木綱次郎	9番	市田博
10番	喜多和彦	11番	櫻井立志
12番	米澤修司		

○欠席議員 1名

1番 高野寿陞

○説明のため出席した者

管 理 者	石 井 明 三
副 管 理 者	伏 見 隆
会 計 管 理 者	西 川 英 弘
事 務 局 長	藤 本 伸 一 (兼務)
事 務 局 次 長	中 山 和 男 (兼務)
参 事	岡 田 典 悦
副 主 幹	近 本 吉 久 (兼務)
京 田 辺 市 経 済 環 境 部 長	吉 岡 均
京 田 辺 市 経 済 環 境 部 ご み 広 域 処 理 推 進 課 長	宮 本 尚 明
枚 方 市 環 境 部 長	阪 本 徹
枚 方 市 環 境 部 環 境 総 務 課 長	重 村 篤 也

○職務のため出席した者

書 記 長	藤 本 伸 一 (兼務)
書 記	中 山 和 男 (兼務)
書 記	寺 嶋 義 和
書 記	近 本 吉 久 (兼務)
書 記	植 松 義 隆
書 記	有 馬 新 太 郎

○議事日程

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第1号 枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業者選
定委員会設置条例の制定について
- 日程第4 議案第2号 平成28年度枚方京田辺環境施設組合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第3号 平成29年度枚方京田辺環境施設組合一般会計予算
- 日程第6 一般質問

○西田政充議長 皆様、こんにちは。本日は大変御多用のところ、皆様には御参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

開議に先立ち、書記長から議員の出席状況を報告させます。

藤本書記長。

○藤本伸一書記長 ただいまの出席議員は11名でございます。

以上で報告を終わります。

開会・開議 午後2時00分

○西田政充議長 ただいまの報告のとおり、出席議員は定足数に達しておりますので、これから平成29年第1回枚方京田辺環境施設組合議会定例会を開会いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

開会に当たり、管理者から挨拶したい旨の申し出がありますので、これをお受けいたします。

石井管理者。

○石井明三管理者 本日ここに、平成29年枚方京田辺環境施設組合議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多用の中を御出席賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、昨年7月1日に組合の運営を開始して以来、組織の体制づくりを進めるとともに、環境影響評価業務にも着手をいたしました。今後は、平成35年度の施設稼働に向けまして、引き続き環境影響評価業務を進めるとともに、可燃ごみ広域処理施設の整備、運営を担う事業者の選定業務にも着手をしまる所存でございます。

本定例会では、条例の制定に関する1議案、並びに、平成28年度補正予算及び平成29年度当初予算の2議案を提案させていただいております。

どうかよろしく御審議の上、御可決をいただきますことをお願い申し上げ、まことに簡単でございますけれども、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

どうか本日はよろしくお願い申し上げます。

○西田政充議長 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、岩本優祐議員、喜多和彦議員を指名いたします。

日程第1、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日の1日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○西田政充議長 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日の1日間とすることに決しました。

日程第2、諸般の報告を書記長より行わせます。

藤本書記長。

○藤本伸一書記長 前定例会閉会后、本定例会までの諸般につきましては、本日お手元に配付

しているとおりでございます。内容といたしましては、昨年11月に実施いたしました行政視察の件、例月現金出納検査及び定期監査の結果報告、並びに、本定例会の運営に当たり開催されました組合議会幹事会の件でございます。

報告は以上でございます。

○西田政充議長 日程第3、議案第1号、枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業者選定委員会設置条例の制定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

藤本事務局長。

○藤本伸一事務局長 議案第1号、枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業者選定委員会設置条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

本件は、可燃ごみ広域処理施設の整備及び運営を行う事業者を選定するに当たり、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業者選定委員会を設置するため、条例を制定するものでございます。

2ページ以降に条例案がございます。

主な内容といたしましては、同委員会は、管理者の諮問を受け、事業者の選定基準や提案書の審査、優秀提案者の選定などを行い、その結果を管理者に答申することとしております。

また、組織といたしましては、学識経験者を含めた7名以内の委員で構成することとしております。

なお、この条例は、公布の日からから施行したく考えております。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○西田政充議長 これより質疑に入ります。

青木綱次郎議員。

○青木綱次郎議員 御苦労さまです。京田辺市の青木と申します。

ただいま提案をされております枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業者選定委員会の設置にかかわって、質問をさせていただきます。

今回の運営事業者選定委員会を、審議そのものを、市民に開かれた選定作業を進めていくと、そういうことが非常に大事であろうと思っております。その点ではいろんな方法がありますが、1つには、委員の中に市民公募委員を入れる、市民の代表の方を入れるということも考えていくべきではないかと思いますが、この点での見解をお聞きします。

また、委員会の審議内容の公開、市民の声を選定過程に広く反映をさせるための取り組みはどのようなものをお考えおられるのかをお聞きしたいと思います。

○西田政充議長 理事者から答弁を求めます。

藤本事務局長。

○藤本伸一事務局長 可燃ごみ広域処理施設の整備に当たりましては、施設の立地場所、施設の性能など整備の基本的な事項について、これまで市民の皆さんの意見を踏まえながら平成28年3月に可燃ごみ広域処理施設整備基本計画が策定されています。

今後、この基本計画に沿って、施設の設計及び建設、長期間の運営を一括して発注する方

式、いわゆるDBO方式により施設の整備や運営を進めることとなりますが、その事業者の選定に当たっては、要求水準書や業者の参加資格、契約内容等について、専門的な立場で御審議いただくことを想定しておりますので、委員は学識経験者や構成市の職員で構成していきたいと考えております。また、事業者選定委員会は、公正かつ円滑な審査等が著しく阻害される場合などを除いて、原則公開することにしております。

○西田政充議長 青木議員。

○青木綱次郎議員 この委員会は、今後設置をされましたら、DBO方式で委託をする民間事業者の選定業務を担うものになります。ただ、その業務は、単に複数の業者からこれをという、形の上ではそうなりますが、その中身はこれから当組合が建設をしていくことになる新しいごみ焼却場の具体的な内容や性能、あるいは運営などについての条件を、今後、要求水準書という形でまとめていく。そういう要求水準書の策定や、あるいは業者が決定した際に結ぶ契約の内容、こういうものの策定をしていくことも含まれております。だから、そういう意味では、ある意味では、これからつくる新ごみ焼却場の規模であるとか、性能、内容、あるいは具体的な運営、その基本方針などが、そういう形でこの要求水準書や契約項目に反映をしていくことになると思うんです。そういうものは、非常に、周辺の地域や住民の皆さんにもどういった影響があるのか、そもそもそういう影響の有無を初め、市民の日常生活にも深くかかわるものを今後検討していくことになると思うんです。そういうものを審議して策定をしていく委員会において、その検討過程から市民に開かれたものに、市民の声をできるだけ反映させていくことが非常に大事だと思っております。

市民公募委員の選定というのは、そのための1つの方法ではあると思いますが、決してそれだけではないとも思います。今、御説明の中で、今後、契約内容であるとか、場合によっては入札にかかわるような、そういうことも具体的に議論がされる可能性もあると。そういうものの中に、あるいは専門性も必要だということで、市民公募委員がふさわしいのかどうかと、その点で検討されて、今の時点でふさわしくないというふうに言われると。ここまでは理解できますが、そうであるならば、どういう形で市民に開かれた、あるいはその声を反映させた審議を進めていくのが問題になってくると思います。この点で、小まめな住民説明会の開催やパブリックコメントの実施、場合によっては、関係住民なり市民の代表の方から意見聴取を実施するなど、私は、方法はいろんなやり方があるかと思いますが、そういうことを今後どういうふうに進められるのかということをお聞きしたいと思っております。

○西田政充議長 藤本事務局長。

○藤本伸一事務局長 事業者の選定に当たりましては、施設や運営、維持管理に求める水準を明らかにしていく必要がありますが、これらについては事業者選定委員会において、専門的な観点から御審議いただこうと考えております。

なお、可燃ごみ広域処理施設の基本的な事項については、市民意見を踏まえた基本計画が策定されておりますので、今後において、いわゆるパブリックコメントのような手続を経ることは考えておりません。

○西田政充議長 青木議員。

○青木綱次郎議員 パブリックコメントなどは考えられていないということですが、私は今後、

市民の声に沿った形で事業を進めていくためにも、両市民への情報提供や広報、説明などは丁寧にやられていくべきであると考えております。また、市民の声を聞く取り組みは、これはいろんなやり方があるかと思いますが、パブリックコメントだけが全てではないですし、パブリックコメントもいろんな議論はあろうかと思いますが、ただ、広く市民の声を聞く取り組みは積極的にやっていくべきだと、そういうことは重ねて指摘しておきたいと思います。

あと、今回委員会設置条例を出されているんですが、かなりこの条例自身もある程度具体的な中身にはなっておりますが、今後の具体的な運用にかかわって、例えば、傍聴者への対応などで、委員会の設置規則ですか、運営要綱ですか、そういうようなものについて考えられているのかどうかだけお聞きしておきます。

○西田政充議長 藤本事務局長。

○藤本伸一事務局長 事業者選定委員会設置条例の運用に当たりましては、要綱や規則を制定する必要が生じたときに、その都度、対応していきたいというふうに考えております。

○西田政充議長 これにて青木綱次郎議員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○西田政充議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

青木議員。

○青木綱次郎議員 京田辺市の青木綱次郎でございます。

私は、ただいま議題になっております議案第1号、枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業者選定委員会設置条例の制定についてに反対の立場で討論を行います。

本議案は、これから当組合が建設運営していく可燃ごみ広域処理施設の事業手法において、処理施設の建設及び建設後のごみ焼却業務を初めとした日常的な管理運営などの業務全般を、十数年から20年程度の長期間、包括的に1つの民間業者へ委託することになるDBO方式を採用することとし、その委託先となる事業者へ提示する処理施設の性能や管理方法などの詳細を、要求水準書と委託に当たっての契約内容を策定していくとともに、委託先となる事業者の選定業務を2017年度から19年度までのおおよそ3年間の計画で進めるとしております。

焼却ごみの処理は市民の日常生活に密接にかかわる業務であるとともに、枚方市、京田辺市の今後数十年にわたる将来のまちづくりにもかかわる重要な地方自治体の責務であります。本来、このような重要な業務は行政が直接責任を持って運営をする公設公営方式を基本として進めるべきであります。この点で、実質的に業務のほぼ全体を、利潤追求を基本とする民間に業務委託する方式には賛成できません。

しかも、今回、当組合が事業方式として採用するとしているDBO方式は、さきに述べたように、業務のほぼ全体を、今後20年を目安に、長期間にわたって包括的に委託するものであり、単年度の民間委託契約などと比べても、行政としての関与が著しく低下することも

危惧をされるものであります。

京田辺市の議会において、京田辺市当局に、当組合への引き継ぎ事業として事業手法はD B O方式とすべきとしたことに対して、その理由、根拠などを明らかにするよう求めたところ、市当局からは、公共が責任を担うということを第一に挙げられ、その上で、経済面での優位性、財政負担の平準化などの利点を挙げられました。このことを踏まえ、利潤追求を最優先する民間の理論ではなく、地域住民の福祉の向上や地域社会の発展への貢献など公共の理念に沿った事業を進めていくことがますます求められることを指摘して、反対討論といたします。

○西田政充議長 ほかに討論はありませんか。

米澤修司議員。

○米澤修司議員 こんにちは。私は京田辺市議会選出の米澤修司でございます。

私は、ただいま議題となっています議案第1号、枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業者選定委員会設置条例について、賛成の立場から討論をいたします。

近年、建設され稼働しているごみ処理施設は、環境基準が極めて厳しくなっていることが要因と思われますが、高温での焼却や排ガス処理など複雑な工程が必要となっています。そのため、複雑な、高度な技術が採用されています。また、炉の運転機器についてはコンピューターによって制御され、プラントメーカーの特許とノウハウによってごみ処理施設は建設され、運転されているのが現状です。そのため、ごみ処理施設を建設すれば、その後の定期点検、補修や改良に当たっても、建設したプラントメーカーに依存しなければならなくなっているのが実態であり、建設段階で低価格で落札されても、運転開始後、長期間にわたっての補修や改修ではプラントメーカーの見積もりに依存せざるを得ません。このことは公設民営、職員が運転をしようとして、民間委託業者に単年度、単年度の運転を委託しようとして、同様のことが生じてきていたと思います。そのため、近年では、建設段階のみならず、維持管理やメンテナンスを含め一括で入札を行い、競争性を働かせるための発注方式、D B O方式が発案され、全国でふえてきているとのこと。

当組合でも、構成市長の意向も参考にD B O方式を選択され、事務局からの詳しい説明も受けてまいりました。当組合議会において視察した、最近稼働した自治体や施設の建設を進めている近隣の自治体においても、同様の方式での事業手法が採用されております。

これらの状況から、当組合が選択した事業手法は妥当だと思います。今回の事業は大きな事業規模となり、また高い技術レベルで発注仕様をまとめ、事業者の提案内容の審査、落札者決定基準、価格の妥当性やリスクの分担など慎重に審議を行い、事業者を決定する必要があります。そのため、専門的な知識をお持ちの学識経験者にも参画をいただき、慎重な議論の上、公平公正に事業者を選定していくことが求められていると思います。今回提案された条例は、まさにその審議の場を設置するためのもので、委員会の体制や会議の持ち方などについて必要な事柄を定めるものとなっています。よって、提案された条例は、事業者の選定に当たり、必要かつふさわしい内容だと思います。

さらに、当組合の目指す新たな可燃ごみ広域処理施設は、これまでも説明のあったように、平成35年度には稼働させなければならない、相当厳しいスケジュールの中で建設工事を進

めなければなりません。先般にも説明があったように、環境アセスメントは既に鋭意進みつつあります。完了すれば速やかに契約できるよう進めていかなければなりません。そのためにも、本条例はこの議会において原案どおり制定し、事業を円滑に推進していく必要があると考えます。

以上、第1号議案の事業者選定委員会設置条例の制定についての賛成討論とさせていただきます。

○西田政充議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○西田政充議長 これをもって、討論を終結します。

これから議案第1号を採決します。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○西田政充議長 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第2号、平成28年度枚方京田辺環境施設組合一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

理事者からの提案理由の説明を求めます。

藤本事務局長。

○藤本伸一事務局長 議案第2号、平成28年度枚方京田辺環境施設組合一般会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

別冊の平成28年度枚方京田辺環境施設組合一般会計補正予算書(第1号)をごらんください。

1ページをお開き願います。

まず、歳入歳出予算の補正でございますが、第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,710万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億1,224万6,000円とするものでございます。

次に、第2条におきまして、繰越明許費を計上しております。繰越明許費につきましては、4ページの「第2表 繰越明許費」をごらんください。

環境影響評価事業及び地質調査事業につきましては、本年3月までに業務を完了できない見込みであることから、委託料500万円と2,000万円をそれぞれ繰り越すものでございます。

歳入歳出補正予算の主な内容につきまして、5ページ以降の「補正予算に関する説明書」により御説明申し上げます。

10ページ、11ページを開きください。歳入でございます。

まず、1款分担金及び負担金につきましては、各市負担金を1,636万6,000円減額するものでございます。内訳といたしましては、枚方市負担金を993万6,000円、京田辺市負担金を643万円それぞれ減額しております。

2款国庫支出金につきましては、環境省からの交付金の内示がありましたので、その額を反映し、清掃費補助金を1,073万4,000円減額するものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

12ページ、13ページをお開きください。

3款衛生費、1項清掃費、1目施設建設費でございますが、委託料を2,710万円減額しております。内容といたしましては、環境影響評価業務に係る委託料について、入札差金等による不用額を減額するものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○西田政充議長 これより質疑に入ります。

ただいまのところ、通告はありません。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○西田政充議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○西田政充議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから議案第2号を採決します。

本件は原案のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○西田政充議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第3号、平成29年度枚方京田辺環境施設組合一般会計予算を議題とします。

理事者からの提案理由の説明を求めます。

藤本事務局長。

○藤本伸一事務局長 議案第3号、平成29年度枚方京田辺環境施設組合一般会計予算について、御説明申し上げます。

別冊、平成29年度枚方京田辺環境施設組合一般会計予算書をごらんください。

1ページをお開き願います。

歳入歳出予算は、第1条で2億878万1,000円と定めております。

次に、第2条では、債務負担行為を設定しております。債務負担行為につきましては、4ページの「第2表 債務負担行為」をごらんください。

1つ目の環境影響評価業務委託につきましては、今年度に配慮書手続に係る業務を委託しておりますので、方法書以降の業務を実施するに当たり、改めて平成29年度から平成31年度の期間で債務負担行為を設定するものでございます。支払い限度額につきましては、2億2,720万円でございます。

2つ目の事業者選定支援業務委託につきましては、可燃ごみ広域処理施設の整備及び運営を行う事業者を選定するに当たり、選定業務に精通したコンサルタント業者から支援を受け

るため、新たに平成29年度から平成31年度の期間で債務負担行為を設定するものがございます。支払い限度額につきましては、3,780万円でございます。

次に、歳入歳出予算の主な内容につきまして、5ページ以降の「予算に関する説明書」により御説明申し上げます。

10ページ、11ページをお開きください。歳入でございます。

1款分担金及び負担金につきましては、各市負担金といたしまして1億8,537万9,000円を計上しております。内訳につきましては、枚方市負担金が1億1,037万9,000円、京田辺市負担金が7,500万円となっております。

次に、2款国庫支出金につきましては、平成29年度に実施する施設建設に関する業務に対する環境省からの交付金2,340万円を計上しております。

続きまして、12ページ、13ページをお開きください。歳出でございます。

1款議会費につきましては、157万9,000円を計上しております。

次に、14ページ、15ページをお開きください。

2款総務費につきましては、1項総務管理費、1目一般管理費といたしまして、1億3,482万4,000円を計上しております。主な内容といたしまして、概要欄の5番目にあります地方公会計環境整備経費として1,426万円でございます。

続きまして、18ページ、19ページをお開きください。

3款衛生費につきましては、1項清掃費、1目施設建設費といたしまして、7,112万6,000円を計上しております。主な内容といたしましては、概要欄2つ目の環境影響評価業務及び事業者選定支援業務に伴う委託料として7,020万円でございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○西田政充議長 これより質疑に入ります。

青木綱次郎議員。

○青木綱次郎議員 京田辺市の青木綱次郎でございます。

予算について質問させていただきますが、予算書の11ページ、歳入の負担金についてですが、京田辺市と枚方市との負担割合が、全体では京田辺市を1といたしましたら枚方市の方が1.47と、1対1.47となっておりますが、その根拠を明らかにされたいということが1点と、2点目に、両市の負担金において、予算書の方には内訳も書かれておりますが、それぞれ京田辺市を1といたしますと、枚方市の方が議会関係経費で1.4、施設建設経費で1.55、給与費等負担金で1.43と、各項目で見るとやや負担割合にばらつきといたしますか、幅がございますが、その理由をお聞きしたいと思います。

○西田政充議長 理事者から答弁を求めます。

藤本事務局長。

○藤本伸一事務局長 構成市の負担金につきましては、組合規約に基づいて、議会関係経費は、議員選出数割で算出しております。また、施設建設経費につきましては、100分の10を均等割、100分の90を計画可燃ごみ量割で算出しております。給与費等負担金につきましては、それぞれの市がそれぞれ派遣した職員に係る人件費を負担することで確認されておりますので、本組合といたしましては、今申し上げました基準に従い、それぞれの経費ごと

に負担金を計算しております。

○西田政充議長 青木議員。

○青木綱次郎議員 大枠はわかりましたが、給与費等負担金についてなんですが、今の御説明では、要は、個々の職員への支給額を出向元の市ごとに単純に積み上げていくと、要は、京田辺市の方から出向している職員に組合が支給をしている給与費額を単純に積み上げて、その合計額を京田辺市の負担分と、また枚方市さんも同様にされて、枚方市分の負担分というふうになっていると、そういう説明であったと思います。

ただ、それも1つの方法だったかもしれませんが、そういうやり方をしていると、仮に、これは非常に極端な例えをさせていただきますが、市ごとにアウトしている職員の年齢構成なんかには大きな偏りがあった場合、例えば、京田辺市の方が40代、50代という、それは何かの都合といいますか、そういうことで占められたと。逆に、枚方市さんの方が非常に若い、新規採用に近いような20代の職員がたまたまアウトになったと。そういうふうになってきましたら、今のそれぞれ、私は枚方市の給与体系まで詳しく知っているわけではないですが、一般的には年齢の若い人の給与は安く、高い人の給与は高くなると。そういうやり方をすれば、非常に極端な開きがあった場合に、京田辺市と枚方市がほぼ同様の負担額を出すということも起こりかねないのではないかと考えておるんですけども、そういうことを考えたら、負担金の割合に影響することもあると、違う方法も考える必要があるのではないかと考えているのですが、その点の考え方をお聞きしたいと思います。

○西田政充議長 藤本事務局長。

○藤本伸一事務局長 構成市から派遣される職員に係る人件費につきましては、給与費等負担金として、その実額を構成市に求めることにしておりますが、本組合の職員数は、計画可燃ごみ量割に相当する割合で構成市から派遣されることになっております。

○西田政充議長 青木議員。

○青木綱次郎議員 その辺のことも含めて、改めて私が指摘をしたいのは、これは最初の当組合が発足した1回目の議会でも指摘をいたしました、当組合の今後の職員政策を考えたときに、1つ、枚方市、京田辺市、それぞれからアウトしてくる職員ばかりでいいのかなということも、私は考えていく必要があるかと思っています。今のそういうやり方をしていると、これは数年で職員の全てが入れかわることも十分起こり得るわけでございます。今、今後はDBO方式で進んでいくということを組合の方針とされておりますが、このDBO方式、大体十数年から20年ぐらいの長期契約になるわけでございます。だから、業者の方はある意味では15年から20年間、一括して契約をしているけれども、組合の方の職員が大体数年ぐらいで全部入れかわってしまうということも今後起こると。だから、そういう点では、今後、組合としての職員育成も考えていく必要があるんじゃないかと思っています。また、そういう意味では、プロパーといいますか、生え抜きといいますか、そういう職員を育成していくことも踏まえたときに、今後そういう職員政策をとるべきだと私は思いますし、その一環として、組合独自の給与条例と、そういうものの整備も含めた、いわゆる人事面での条例整備ということも進めていく必要があるかと思うんですけども、その点の考え方をお聞きしたいと思います。

○西田政充議長 藤本事務局長。

○藤本伸一事務局長 組合職員の勤務条件につきましては、勤務時間や休日など、職員に共通すべきものにつきましては、組合独自で条例を設けるとともに、身分の取り扱いにつきましては、派遣職員の給与も含めて、地方自治法の規定に基づき、派遣元である市の規定を適用することにしておりますので、独自で給与条例を設ける予定はございません。

また、DBO方式で進める際に、必要となる人材につきましては、事業の進捗に合わせ、構成市に適切な人員の派遣を求める中で、事業者の指導監督などができるように努めてまいりたいと考えております。

○西田政充議長 これにて青木綱次郎議員の質疑を終結します。

次に、広瀬ひとみ議員。

○広瀬ひとみ議員 枚方の広瀬です。議案第3号に対して質疑をさせていただきます。

御提案をいただいた新年度予算では、DBOを前提に事業者を選定する委員会の費用や業務支援委託費が計上をされています。これを認めるということは、先ほどもありましたけれども、DBO方式での実施を了承するということになります。私自身はまだ十分にこの方式について理解できていない点がありますので、そこでもう少しこの点についてお伺いをしたいと思います。

可燃ごみ広域処理施設整備に係る事業手法調査等業務報告書、このピンクの冊子でありますけれども、これにより直営とDBO方式を比較してバリューフォーマナーの算出や、また、近年の事業手法の動向を把握されました。報告書は、4点ほどの理由を挙げて、こうした理由から最近の傾向として、多くの自治体で公設民営手法を選択しており、この方式を採用するのが望ましいんだというふうに結論づけられております。過去5年の通算では、DBO方式の採用が最も多く、47.4%だということですが、直営を選択されている自治体もあります。22年度で7.7%、23年度はありませんが、24年度は12%と、この22、23、24で見ると少数ではありますが、25年度は38.5%、26年度は30.8%です。これに公設委託方式では、22年度から見ますと、23.1%、21.5%、36%、23%、そして46.1%となります。両手法合わせた公設公営での実施状況を見ますと、25年度では61.5%、26年度は76.9%と、公設公営を選択される自治体というのも、決して少なくないというより非常に多いわけです。選択肢としてDBOも視野に検討しながらも公設公営を選ばれている自治体もあるんじゃないかというふうに思います。公設公営のメリットというのをどのように考えられてきたのかということをお伺いしたいと思います。

○西田政充議長 理事者から答弁を求めます。

藤本事務局長。

○藤本伸一事務局長 公設公営に対する考え方についてでございますが、いわゆる公設公営とDBO方式とは、公共が主体となって整備する施設の水準を定め、資金を調達し、施設を所有する方式ですので、いずれの方式も組合が責任を担っていく、そういう点については変わりはないというふうに考えております。

むしろ、建設と運営とのトータルで競争性を働かせることができるDBO方式の方が優れているというふうに考えております。

しかし、施設更新の時期との兼ね合いから、やむを得ず施設建設を優先されている自治体もあると聞き及んでおりますので、平成27年度に策定された事業手法調査等業務報告書では、御質問のような割合になったのではないかと推察しております。

○西田政充議長 広瀬議員。

○広瀬ひとみ議員 やむを得ず選択をされているというところばかりではないというふうに思うんですね。

それで、DBOを選択される理由として、公設公営と比較してコストが削減されること、バリューフォーマネーがあるということを示されております。7社から回答を得たアンケートでは、公設公営とDBOでは建設費は変わらないにもかかわらず、13%の削減が見込まれるとされています。この根拠をお聞きしたいというふうに思います。

また、管理運営費では、枚方市の人件費実績を想定し算定をされておりますが、京田辺市の人件費実績で比較した場合には随分と差が出るのではないのでしょうか。

加えて、DBOにおいては、モニタリング人員が必要となりますが、これを含んだ比較となっているのか、だとすれば何名のモニタリング人員を想定した計算をされたのかお伺いをいたします。

○西田政充議長 藤本事務局長。

○藤本伸一事務局長 事業手法調査等業務報告書において、事業期間に係る全ての収入、支出を集計した額を従来の事業方式と比較した割合、いわゆるVFMを算定する際に、施設建設費の削減率を13%といたしました。これは、調査過程において、近年の事例ではDBO方式の場合、施設建設費の13%程度が削減されていると、そういった実態があるということが見込まれたためでございます。

また、VFMを算定する際には、同種の焼却方式、いわゆるストーカ方式を採用している枚方市の東部清掃工場を参考にしたため、人件費についても枚方市を参考にしております。

施設の運営に当たりましては、本組合が事業者の運営状況をモニタリングすることになりますが、その体制といたしましては、現在のところ、通常の業務の範囲で進めることを想定しております。

○西田政充議長 広瀬議員。

○広瀬ひとみ議員 管理運営経費も含めてトータルで競争性を働かせることができるということが利点とされておりますが、先日の会合でもありましたけど、応札実績で見れば、2、3社という独特の世界で、その1回の選定でこの20年分をまとめて運営をお願いしてしまうことになる、これはどうなのかと、やはり疑問に思います。

加えて、長寿命化への取り組みがどうなるのかということもやはり気がかりです。

また、バリューフォーマネーの削減率も、近年の事例から拾ったもので、東部をモデルに検討されたとのことですが、これからつくろうとしている清掃工場でどうなるのか、この具体的な数値というのは現時点ではわかりません。検討組織を立ち上げて、検討した結果、公設公営を選択されている自治体もあるわけで、やはりもう少し十分な検討が必要ではないかと意見を述べておきます。

以上です。

○西田政充議長 これにて広瀬ひとみ議員の質疑を終結します。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○西田政充議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

広瀬ひとみ議員。

○広瀬ひとみ議員 議案第3号、平成29年度枚方京田辺環境施設組合一般会計予算について討論いたします。

組合議会の新年度予算については、DBO方式での実施を前提に運営事業者を選定する事業者選定委員会の委員の人件費と、事業者選定支援業務委託費が盛り込まれています。昨年11月に組合議会の一般質問で、DBO方式での実施について、この間どのように検討してきたのか、デメリットはないのか、長寿命化計画との関係などについてお聞きをいたしました。デメリットについては、先進事例も研究する中では明確なものは見出せていないとの見解でありました。ですが、他市の調査を見ると、メリットもあればデメリットも掲げられています。例えば、DBO方式のデメリットとしては、公共側の技術者育成ができない、契約から着手に至るまでの手続が複雑であり長期間を要する、事業者による事業運営の監視、透明性を確保するためのモニタリング体制が必要、逆に、直営のメリットは、ごみ減量計画の推進など事業環境の変化への対応が可能、安定した技術者育成や人材確保が可能、事業の監視、透明性を確保することが可能といったことが挙げられています。組合としては、構成両市からDBO方式で実施するよう引き継ぎを受けられたわけですが、事業手法の調査はコンサルによるもので、検討委員会等で議論がなされたものではありません。バリューフォーマネーがあるにしても、具体的にどれだけの削減効果があるのかは現時点では不明であり、20年以降の運営も含めて、もう少し慎重に検討する余地があるのではないのでしょうか。したがって、DBO方式での事業を進めることを前提とする本予算には賛成できないと述べ、討論といたします。

○西田政充議長 ほかに討論はありませんか。

大地正広議員。

○大地正広議員 枚方市の大地正広です。

議案第3号、平成29年度枚方京田辺環境施設組合一般会計予算について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の予算には、可燃ごみ広域処理施設整備にとって欠かせない環境影響評価、いわゆる環境アセスメントの方法書以降の手続の経費や、DBO方式を導入して施設整備、運営をする事業者を選定するための事業に係る経費など、事業を着実に進めるために必要不可欠な予算となっています。特に、事業者選定業務につきましては、可燃ごみ広域処理施設の設計、建設及び長期間の運営を一括して発注するDBO方式で事業者を選定していくということですが、事業手法につきましては、組合側からこれまでにDBO方式という事業手法の内容等

について議員説明会を受け、先ほどの諸般の報告にもありましたが、議員視察として近江八幡市環境エネルギーセンターにも参加させていただき、DBO方式で運営される施設の実例にも触れることができました。近年、ごみ処理施設はメーカー特許や独自のノウハウでシステム化された高度な施設となっています。そのため、運営の段階ではプラントメーカーに維持管理契約をせざるを得ない現状があるほか、大規模な補修が必要な年度には事業費が大きく膨らむこともあることから、建設から運営までを一括して発注することでこれらの課題を解決できるものではないかと考えます。そういったことから、このDBO方式は維持管理を含めて長期の契約として財政負担の平準化が図れ、従来どおりの行政責任が果たせる手法ですので、枚方市と京田辺市とが共同で建設し、運営していく施設に対して、財政の平準化が図れるということは、両市にとっても歓迎されることであり、非常に有効な手段と考えます。ゆえに、DBO方式による事業者を選定することに対しては賛成です。

その上で、1点要望をさせていただきます。来年度から実施する事業者選定業務で、入札参加資格要件や要求水準書等を作成していくこととなると伺っておりますが、枚方市の東部清掃工場では、鋼管製のパイプが予想以上に腐食し、ボイラー水管をインコネルという20年以上の高耐久性能を持つ素材で改修するため、緊急に予算対応した経過があり、その改修工事がどのように行われているのかを視察もさせていただきました。他市でもインコネルを使用して改修しているとの実例もあり、これは要求水準書を作成していく上で、運営コストを抑えるという点で、非常に大きなノウハウになると思います。要求水準書には、このような知見を最大限に生かせるようお願いしたいと思います。

以上の要望を含めた理由により、議案第3号、平成29年度枚方京田辺環境施設組合一般会計予算の賛成討論とさせていただきます。

○西田政充議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○西田政充議長 これをもって討論を終結します。

これから、議案第3号を採決します。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○西田政充議長 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、一般質問を行います。

なお、質問者の質問時間には、答弁時間を含め15分までとする時間制限の申し合わせがありますので、念のために申し上げます。

ただいまから、青木綱次郎議員の質問を許します。

青木議員。

○青木綱次郎議員 京田辺市の青木綱次郎でございます。通告に従って一般質問を行います。

今回大きく事業手法について、先ほどDBO方式を前提とした予算が可決をいたしました。そういうことも含めてお聞きをしていきたいと思っております。昨年の京田辺市の12月議会において、私は、京田辺市の方に、市としてなぜDBO方式がいいというふうにしたのかと、その辺のことについて京田辺市側の見解などをお聞きしてまいりました。そのときに、京田

辺市の方が1つ挙げられたのが、根拠の1つというか、一番最初に言われたのが、公共が責任を担うということがあるんだと、その上で、経済的優位性、競争性が働くであるとか、財政負担の平準化ということも言われましたが、この公共が責任を担うということについて、今後はそれを、具体的には、この組合において事業を進めていくことになるんですけども、当組合では公共が責任を担うということの内容をどのように受けとめているのかをお聞きしたいと。

また、今後、事業者選定委員会において、契約内容や要求水準書を策定していくことになると思いますが、委員会は諮問機関でありまして、組合の方から委員会に諮問をすることになります。そのときに、その諮問に際して、組合の基本的な立場などを踏まえた指針といえますか、それに類するようなものを一定明らかにする必要があるのではないかと。要は、いきなり事業者選定委員会に要求水準書をつくってくださいと、それで業者を決めてくださいということで、あとは全部委員会の方からばくっと出るということではなしに、当組合でこのDBO方式を選んだ根拠としてはこういうものを考えていると、そのことを踏まえて、委員会の中で検討、議論をしていってほしいという、そういう形での諮問を行う必要があるかと思えます。これは、やり方はいろんなものがあっていいとは思いますが、そういう組合としての基本的な見解といえますか、立場といえますか、そういうものを指針に類するような形で示す必要があるのではないかと思うんですが、これについての考えをお聞きしたいと思えます。

○西田政充議長 理事者から答弁を求めます。

藤本事務局長。

○藤本伸一事務局長 ごみ処理につきましては、行政が主体となる必要があると認識しておりますので、今後整備する施設の水準につきましては組合が決めてまいります。また、運営の際には、事業者が適正に管理できているか否かを監視するとともに、事業者責任を超える緊急事態が発生した場合に、どのような対策をとるかを組合が判断してまいりますので、組合として行政責任を果たすことができるというふうに受けとめております。

事業者選定委員会への諮問に当たっての組合の考え方につきましては、委員会で御審議いただくに当たり、施設整備に向けて昨年度策定された可燃ごみ広域処理施設整備基本計画に沿ったものをお示ししていきたいと考えております。

○西田政充議長 青木議員。

○青木綱次郎議員 公共が責任を担うと、こういう言い方をすると、どうしても抽象的なものになるという面があるかと、私は思います。ただ、その根本は、やっぱり住民の立場に立って進めていく、そして住民の立場を貫いていくということになるかと思えます。この点で、時には業者に対しても、事業者に対しても、強く指導していくべきだと、そういう局面も出てくることはあるかと思えます。そういうことも含めて、今後、住民の立場に立って、新ごみ焼却場の整備、建設、あるいは建設後の日常的な運営をしていくと、そういうことでよろしいのかということはいま一遍改めて聞きたいと思えます。

○西田政充議長 藤本事務局長。

○藤本伸一事務局長 可燃ごみ広域処理施設につきましては、先ほども申し上げましたように、

昨年度に策定された基本計画に沿って整備してまいります。また、DBO方式は公共が整備する施設の水準を定め、資金を調達し、施設を所有する方式ですので、組合が責任を担って運営していくことは、従来と変わりありません。

○西田政充議長 青木議員。

○青木綱次郎議員 今も組合が責任を持って運営していくと。ここでは枚方、京田辺で組合をつくっておりますが、それは広く言えば地方自治体として責任を持って運営されていくということですので、その点ではしっかりと住民の立場に立った運営をされていく必要があるというふうに思います。

次の質問、これは後半の質問でもいたしました。指針に類するもの、そういうものの策定についてですが、今の答弁では、委員会への諮問に当たって何らかのものを提示されていくということだというふうに私は理解をいたしました。その内容について、可燃ごみ広域処理施設整備基本計画を踏まえてとありましたが、確かにその計画を読めば、冒頭には、基本方針として、環境保全性、資源循環性、安定稼働性、経済性と、こういう4つの視点が挙げられています。私はこれらの4つも非常に大事な点だとは思いますが、別の角度から見れば、これらは狭い意味での施設運営にかかわるものというふうに言うこともできると思います。私自身は、公共の理念というものは、もっと幅広いものではないかと思います。大きく言えば、住民福祉の向上、そういう観点も非常に大事なものであろうと思います。また、地域社会への貢献ということもしっかり行っていくことが必要ではないかと。例えば、これはそれぞれの自治体でも取り組まれておりますが、地域経済の活性化なんかを見たときに、例えば、単純に経済性だけを見れば、あるいは地元調達、あるいは地元企業に発注をすれば、若干他の東京の業者に比べれば高くなるような場合もあろうかと思えます。ただ、それでも、地方自治体として地域経済の育成を図る、活性化を図るという観点に立てば、それは同じものをやるのに東京の業者がもっと安いから東京ということではなしに、やはり京田辺なり枚方なりの業者にしっかりと発注すると、これは公共であればそういうことは考えていく必要があると思うんですね。私はそういうことが民間と一番違ってくる点であろうかと思えます。民間の方であれば、より安いところをどう探していくかということが第一義であります。当然、地方自治体はそういうことはあまり考えなくていいということを私は言うつもりはございませんが、ただ、地域社会への貢献をどう進めていくのかと、あるいは住民福祉の向上をどう図るのかと、そういう立場に立った運営というものが必要になってくると思うんですね。だから、そういう意味では今後、そういう指針なりの作成に向かっていく、諮問に当たって何らかのものを示されるということになるかと思えますが、そういうところには、そういう観点を踏まえた指針なりを出していく必要があると思うんですけども、どうでしょうか。

○西田政充議長 藤本事務局長。

○藤本伸一事務局長 基本計画では、安全で安定したごみ処理を行うための施設整備を目的として、基本方針が定められております。その方針に沿って、事業者を求める施設整備の水準や運営、維持管理の水準、発注方式などのほかに、御質問のような内容も含めて、事業者選定委員会において議論していただく予定にしております。

○西田政充議長 青木議員。

○青木綱次郎議員 これらの今言ったような点は、私は、具体的には、今後、事業者選定委員会で作成をしていく要求、具体的な形になってからは要求水準書であるとか、あるいは事業者とどういう契約を結ぶかという、そういうところに集約はされていこうかと思います。それは今後の環境アセスメントの取り組みであるとか、地質調査であるとか、そういうものが進んでいく中で、ここはこういうふうにした方がいいというのが出てくるとは思うんですが、ただ、大きな視点としては、先ほど言ったような公共の理念をしっかりと踏まえたものにしていく。私自身はそれは住民福祉の向上であり、地域社会への貢献ということになろうかと思いますが、そういうものをぜひ取り入れていただきたいということは、要望しておきたいと思います。

あと、そういう指針に類するもの、そういったものについて策定のスケジュール、なかなかこれも今後の他の環境アセスメントなんかの進みぐあい等の影響もあろうかと思いますが、そういう策定のスケジュールなどが今の時点で明らかにできるのであればお聞きしておきたいのと、また、そういうものについてはできるだけ早い段階で議会の方にも案や資料などを示すような取り組みをしてほしいと思いますが、どうでしょうか。

○西田政充議長 藤本事務局長。

○藤本伸一事務局長 事業者選定委員会のスケジュールでございますけれども、議員御指摘のように環境アセスメントのスケジュールとうまく整合させていく必要がございますので、今のところ明確なスケジュールをお答えできるような段階にはございませんけれども、そのスケジュール感、あるいは内容につきましては、適切な時期に御説明させていただきたいというふうに思っております。

○西田政充議長 青木議員。

○青木綱次郎議員 なかなか具体的に今の時点で難しいのはわかりますので、ただ今後つくられたときには、できるだけ早い段階で、そういう説明などをされていくことは要望しておきたいと思います。

以上です。

○西田政充議長 これにて青木綱次郎議員の質問を終結します。

以上をもって、本定例会の日程は全て終わりました。

閉会に際し、管理者から挨拶したい旨の申し出がありますので、これをお受けいたします。
石井管理者。

○石井明三管理者 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、御提案を申し上げました3議案につきまして、慎重なる審議の上、いずれも原案どおり可決をいただき、心から厚くお礼を申し上げます。

今議会を通していただいた御意見につきましては、精査の上、今後の組合運営に生かしてまいりたいと考えておりますので、今後とも御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

寒さの緩む日もございますが、まだまだ寒い日が続くわけでございます。議員各位におかれましては、十分体にお気をつけいただきまして、今後一層の御活躍をされますよう祈念申し上げます、簡単でございますけれども、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

○西田政充議長 それでは、閉会に当たりまして、私からも一言御挨拶を申し上げます。

平成29年第1回の定例会は、議員の皆様、そして理事者の皆様の御協力によりまして、全ての日程を終えることができました。皆様の御協力に心から感謝を申し上げます。

理事者各位におかれましては、議員の皆様からいただいた貴重な御意見、そして御提案を十分に考慮されながら、今後の組合事務を執行していただきますようによろしくお願いを申し上げます。

結びになりますけれども、まだまだ寒い日が続くとされておりまして。くれぐれも皆様におかれましては、御自愛いただきますようお願いを申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

これもちまして、平成29年第1回枚方京田辺環境施設組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

閉 会 午後3時04分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 西 田 政 充

署名議員 岩 本 優 祐

署名議員 喜 多 和 彦

付議事件一覧表

事件番号	事件名	議決年月日	議決結果
—	会期の決定	平成 29 年 2 月 20 日	決定
議案第 1 号	枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業者選定委員会設置条例の制定について	平成 29 年 2 月 20 日	原案可決
議案第 2 号	平成 28 年度枚方京田辺環境施設組合一般会計補正予算（第 1 号）	平成 29 年 2 月 20 日	原案可決
議案第 3 号	平成 29 年度枚方京田辺環境施設組合一般会計予算	平成 29 年 2 月 20 日	原案可決
—	一般質問	平成 29 年 2 月 20 日	許可